

部会の設置について（案）

三重県文化審議会条例第7条の規定に基づき、審議会の検討に資するため、部会の設置について、協議いたしたい。

【説明】

1 部会の設置

専門的な事項について、調査・審議するため、審議会委員により構成される部会を設置する。

部会の構成員は、概ね5名程度とする。

2 設置する部会

設置する部会は次のとおりとする。

部会名	検討事項
文化交流ゾーン 検討部会	「文化交流ゾーン※」の魅力を高めるための事業や運営のあり方を調査・審議

3 部会委員の決め方

県が、委員の専門性等を考慮して委員案を示し、本人の承諾を得て、決定する。

※ 新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。